



△道路行政に關係ある法律命令、訓令、通牒等苟くも道路行政に當る人々の知らざるべからざることとは凡て本欄に於て紹介す
△道路行政に關し生じたる疑問は本欄に於て回答するを以て會員諸氏は隔意なく質問あらん事を望む

通牒

發第一七五號

昭和七年十一月三十日

內務省土木局長

各府縣知事殿

農村振興土木事業及産業振興土木事業

功程報告ニ關スル件通牒

國庫補助ヲ受ケ府縣ニ於テ執行スル農村振興土木事業及産

法令

業振興土木事業ニ付テハ別紙様式ニ依リ功程報告書ヲ提出相成度
追テ十一月末日現在ノ功程ニ付テハ此ノ際直ニ報告相成度候

様式

農村振興(又ハ産業振興)土木工事功程報告		昭和 年 月 日	又ハ末日		現在	何々	府	縣	摘要
			十五日						
路線	改良	事業費	出來	計	出來	計	出來	摘要	
河川	修築								前
港灣	箇所	告	期	步	合	ハ	セ		
※	※	送	報	ハ	ハ	ハ	ハ		
計	計	報	報	ハ	ハ	ハ	ハ		
監督雜費	監督雜費	告	期	ハ	ハ	ハ	ハ		
合計	合計	送	報	ハ	ハ	ハ	ハ		

備考

一、本表ハ毎月十五日及月末現地ニ依リ調査シ五日以内ニ報

告スルコト

二、派印ヲ附シタル欄ハ出來形ノ有無ニ拘ハラヌ國庫補助ヲ

受クル工箇所全部ヲ掲記スルコト

三、各箇所ニ於ケル事業費ニハ後ニ計上ノ監督雜費ヲ除キタ

ル總テノ費用ヲ合算計上ノコト

四、出來高欄ニハ工事ノ竣功シタルト事業費ノ支拂濟ナルト

否トニ拘ハラヌ工事ノ出來形ヲ金額ニ比例換算シタルモ

ノヲ掲記ノコト

五、監督雜費ノ出來高欄ニハ支拂濟額ヲ掲記ノコト

六、出來高歩合ハ進捗ノ程度ヲ示スモノニシテ事業費ニ對ス

ル出來高計ノ割合ヲ厘位以下ハ四捨五入シ「パーセント」

ヲ以テ表示スルコト

七、合計欄ノ出來高歩合ハ總事業費ニ對スル出來高總計ノ割

合ニ依ク算出ノコト

八、道路、河川、砂防、港灣等各別表ニ之ヲ調製スルコト

九、農村振興土木事業ニ對スル報告ト産業振興土木事業ニ對

スルモノトヲ混同セサル様特ニ注意ノコト

發第一七六號

昭和七年十一月三十日

各府縣知事殿

町村ニ於テ執行スル農村振興土木事業

功程報告ニ關スル件通牒

國庫補助ヲ受ケ府縣カ補助スル町村執行ノ農村振興土木事

業ニ付テハ別紙様式ニ依リ功程報告書ヲ提出相成度

追テ十一月末日現在ノ功程ニ付テハ此ノ際直ニ報告相成

度候

様式

農村振興町村土木工事功程報告

昭和 年 月未現在 何々府縣

計	港灣	河川	道路	種別	事業		計	出來高	摘要
					補助スル町村數	補助スル事業費總額			
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

備考

- 一、本表ハ毎月末現在ニ依リ調査シ五日以内ニ報告スルコト
- 二、本表ハ其ノ府縣ニ於ケル農村振興町村土木工事ノ事業種別毎ノ總體ニ於ケル功程ヲ表示スルモノトス
- 三、出來高事業費欄ハ工事ノ竣功シタルト事業費ノ支拂濟ナルト否トニ拘ハラズ事業ノ出來高ヲ金額ニ比例換算シタルモノヲ掲記ノコト
- 四、出來高歩合ハ進捗ノ程度ヲ表示スルモノニシテ補助スル事業費總額ニ對スル出來高計ノ割合ヲ厘位以下ハ四捨五入シ「パーセント」ヲ以テ表示スルコト

行政判例

(受益者負擔金處分ニ關スル訴訟四年第一六四號、七、五、二七宣言)

- 1 道路の舗装工事と沿道土地の受益
- 2 街路幅員の廣狹と受益者負擔金を課すべき沿道土地の地位等級の決定

○3 車道の舗装工事費と受益者負擔金の賦課

〔事實〕 東京市舗装街路第二六五號工事に關シ大正十一年十月

法 令

東京市告示第一七五號道路舗装工事費受益者負擔規程に依リ昭和二年八月一日附を以て賦課したる受益者負擔金に付、同市四谷區左門町勝川某外六十一名より之が賦課を不當とし同年九月二十八日東京府知事に對し訴願したる處、同四年三月六日附を以て賦課處分は取消すべき限に在らざる旨の裁決を受けたるに付、更に行政裁判所に出訴したるものなり。尙左記判旨一に關シ原告の主張せる所は「道路法第三十九條に依れば道路に關する工事に因り著しく利益を受くる者ニ非されば、之をして該工事の費用の一部を負擔せしむることを得ざるものなり、而して原告は本件工事に因り何等著しく利益を受けたる者に非ず、被告は道路の舗装工事を爲せば沿道の住民又は沿道土地の權利者は當然利益を享受すとの誤りたる舊思想を以て本件を律せむとするものなるも、舗装工事に因り利益を享受する者は沿道の住民又は沿道土地の權利者に非ずして特殊營業、沿道土地と都市の中樞區域とを連結する輸送機關、其の發著地及市外偏在の地域に關係を有する者のみに過ぎず、沿道土地は却て衰退し所謂間の町となるのみならず、沿道の住民又は沿道土地の權利者は交通上又は衛生上其の他に於て著しく權利の侵害を受くるものなり、即ち硬質道路は頭腦に反動を與へ、神經を刺戟し、且其の滑り易き爲種々の事故を惹起せしむるのみならず、通行する車輪の反動強烈となり、地上及地下の震動數を増加せしめ、精神上に影響を與へ其の結果死亡數を増加し、又物質

的損害としては震動の爲家屋に破損を生じ易く、時としては器物を破壊せらるゝことあり、殊に硬質舗装は道路敷地の生地發泄を塞ぐ爲空氣を腐敗せしめ、且光線の反射強烈なる爲夏季は特に肉體及精神に甚しき害を與ふるのみならず、店舗の商品を損ふこと多大に其の他の事故弊害枚擧に違はず、之を要するに本件工事に因り原告は著しく権利の侵害を受けたるも末だ利益を受けたることあらず」と謂ふにあり。

〔判旨〕 ○1 道路の舗装工事に因り交通の利便を増進すると共に沿道土地の利用價値が著しく増進することは通常の状態なら、而して原告主張の如き諸種の弊害が該工事に因り或程度に於て發生することは事實なるも、斯くの如き弊害あるの故を以て沿道土地の権利者は該工事に因り利益を受くるものに非ずと爲すを得ず。

○2 原告は街路幅員九間以上十二間未滿の場合其の幅員の廣狹を問はず同一係數を以て負擔金を賦課したるは不當にして、地位等級を決定するに當り相當斟酌すべきものなりと云ふも、負擔規程第五條に依れば幅員九間以上十二間未滿の街路に付ては凡そ一、五の係數を乗すべきものなるを以て原告の主張は理由なし。

○3 原告は車道の舗装工事に付ては沿道権利者に負擔金を賦課すべきものに非ずと云ふも、道路法第三十九條には「道路ニ關スル工事ノ費用ノ一部」とありて、車道に關する工事の費用を除外

するものに非ざること明なるを以て原告の主張は理由なし。

農村振興地方土木事業の進捗狀況

十一月二十二日內務省道路課で調査した農村振興土木事業の進捗狀況(補助指令)は左の通りであるが、府縣又は町村では事業の性質上補助の指令を俟たずに着手してゐるものも相當多數に上つてゐるので、大體同事業は年度内で完了する見越がついて來た。

事業の種類	府縣事業		補助指令額	補助指令進捗割合
	補助する府縣數	補助指額		
河道	四	三、一八七、〇〇〇	三、六九、六五五	九八・七
河川	三	四、〇〇〇、〇〇〇	三、七〇〇、〇〇〇	九二・五
砂防	三	五、四〇〇、〇〇〇	五、四〇〇、〇〇〇	完了
港灣	六	一、三〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	完了
計	二	二、三、四九〇、〇〇〇	三、〇、〇六五	九六・〇
町村事業	四	三、六、六六、〇〇〇	三、三、三五、六六六	八五・〇
道路	四	三、六、六六、〇〇〇	三、三、三五、六六六	八五・〇
水路	五	三、六、八〇〇、〇〇〇	三、五、七〇〇、〇〇〇	八四・三
治灣	三	一、六、五〇〇、〇〇〇	一、四、三九〇、〇〇〇	八七・〇
計	二	二、〇、四、〇〇〇、〇〇〇	一、九、四、七三四	八五・〇